

## 令和2年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

---

### 議事日程

令和2年9月11日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第54号議案 幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 第55号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第56号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について
- 第57号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第58号議案 財産の取得について（GIGAスクールPC）
- 第59号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
- 第60号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第61号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第62号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和元年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和元年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和元年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和元年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和元年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 認定第9号 令和元年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第3 決算特別委員会の設置について
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（15名）

1番 田境 毅君	2番 石原 昇君	3番 都築 幸夫君
4番 鈴木 久夫君	5番 伊澤 伸一君	6番 黒木 一君
7番 廣野 房男君	8番 藤江 徹君	9番 足立 初雄君
10番 杉浦あきら君	11番 都築 一三君	12番 水野千代子君
13番 笹野 康男君	15番 丸山千代子君	16番 稲吉 照夫君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬 敦君	副町長	大竹 広行君
教育長	小野 伸之君	企画部長	藪田 芳秀君
参事（企業誘致担当）	夏目 隆志君	総務部長	志賀 光浩君
参事（税務担当）	山本 智弘君	住民こども部長	牧野 宏幸君
健康福祉部長	林 保克君	環境経済部長	鳥居 栄一君
建設部長	羽根 淵闘志君	教育部長	吉本 智明君
上下水道部長	太田 義裕君	消防長	都築 幹浩君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 山本 富雄君

---

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

本日、議場の空調の具合が思わしくございません。上着はお脱ぎになっても構いませんので、よろしく願いいたします。

---

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 田境毅君、2番 石原昇君の御両名を指名いたします。

---

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第54号議案から第62号議案までの9件と認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

9月10日の本会議で第61号議案までの質疑は終わっております。よって、本日は、

第62号議案に係る質疑から行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 介護保険の保険料の軽減についてお伺いをいたします。

低所得者保険料軽減負担金繰入として、一般会計から121万1,000円繰り入れられており、それが特別徴収の保険料と普通徴収保険料の減額の内容となっているわけですが、この説明の中では軽減強化のためというふうな説明を受けております。新たにこうした低所得者の軽減が図られたのか、その内容について伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 低所得者保険料の軽減についての御質問でございます。この経緯について、これまでも御説明は度々させていただいておりますので十分お分かりだと思いますが、経緯について確認をしておきたいと思います。

低所得者保険料の軽減につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、ちょっと長い法律ですけれども、こちらのほうで介護保険法の改正がされました。消費税の増税に伴いまして、その消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化を平成27年度から一部実施ということで、こちらにつきましては介護保険料に係る所得段階というのがございますが、幸田町につきましては第1段階の軽減を実施したということの経緯がございます。

昨年度、令和元年10月の消費税率10%の引上げに合わせまして、さらに軽減強化が図られておりまして、このたびの補正予算につきましては、第1号被保険者65歳以上の介護保険料につきまして第1段階から第3段階までの低所得者の方の軽減に伴いまして、介護保険料の歳入額を減額しまして低所得者保険料軽減負担金、これは一般会計からの繰入金という形で増額補正をさせていただいたものであります。既に今回の軽減につきましては、令和元年10月以降行われている軽減に伴いまして、今年度の予算の修正をさせていただきたいということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 消費税増税に伴って、第1号から第3号までの保険料の軽減を図ったということでございますが、この内容につきましては条例改正をしながらやるわけですが、既にこれを行いながら、そして今回の補正でやったという、そういう内容でよろしいかどうか確認の意味でお尋ねします。

それから、この第1号から第3号までの軽減された人数ですね、これについてもお尋ねしたいというふうに思うわけですが、それぞれ普通徴収、特別徴収を合わせて1段階から3段階までの対象者の数をお答えいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） こちらは、今年度、予算の措置を前年度中に行いまして、仮徴収という形で春に国のほうに申請をしながら、この軽減額というのが最終的に確定してくるということで修正がかかってくるということでございます。

1号から3号の軽減の人数ということでございます。対象者につきましては、第1段階が748人、第2段階が490人、第3段階が400人ということであります。こ

ちらの特別徴収、普通徴収のその振り分けについてはちょっと今持ち合わせておりません。今の人数は、1段階から3段階までトータルで合わせまして、合計で1,638人の方が対象となったということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 歳出15款、10項、22目安全対策費テラス推進事業についてお尋ねをいたします。

テラスセンターの設置に向け、令和3年度に運用開始に向け、令和元年度と2年度で準備を進めていくという内容になっているわけでございます。このテラスセンターについては、いつ起こるか分からない災害に対し、いつでも迅速に対応できるようにということで設置をされるということであります。今現在、検討作業を進めておられると思いますけれども、設置場所、それから職員体制と業務内容など、決まっていることがあればお知らせをいただきたいと思っております。

○15番（丸山千代子君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 安全テラスセンター24のまず設置場所でございますけれども、設置場所につきましては、現在テラス準備室を置いております消防署1階の災害対策室、旧通信室でございますが、そこで引き続き安全テラス24として開設、運営をしていくという方向で考えております。

それから、職員体制と業務内容ということでございますが、まず職員体制でございますが、令和2年度、現時点で防災安全課テラス準備グループとして本庁に正職員が3人、それから消防署内のテラス準備室のほうに再任用職員1人とパートタイムの会計年度任用職員2人が勤務をしておりますが、本格稼働いたします来年度の新体制につきましてはまだ決定をしておらず、今後詰めてまいるという予定でおります。

業務内容につきましては、テラスセンター独自の業務として、防災力向上のための啓発、普及、学習及び24時間体制の見守り、そして、現時点におきましては主に消防のほうでやっていただいております自主防災組織の指導・育成に関すること、また地区防災訓練の支援に関すること等をテラスのほうで主にやっていくというような方向で今考えております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ありがとうございます。現在の消防署内のテラス準備室に置くお考えだということでもあります。これはつらつらと考えてみますに、通常の災害、地震以外の災害につきましては、現在の予報制度等でほぼ確実に発生以前から初動体制は確立できて、それも役場の中できっちり体制が整えられて備えることができるわけでもあります。そうして考えてまいりますと、地震についてのみこの初動を的確に対応するための組織になるのかなということになるわけではありますが、これもよくよく考えていくと、役場の開庁時間中はテラスがその任を担うという可能性は恐らくないんじゃないかな。逆に、

24時間向こうでやっていくということになると、逆に情報が迂回してくるということ、かえって混乱する元にもなりかねないなという気がするわけであります。これで、9月議会が終われば本格的な予算編成にも入っていかれると思いますので、そういう懸念のないように。もし万一というときに、やっぱりうまく機能しなかったということがあっては、これは意味も何もなくなっちゃいますので、よほど夜間に発生した場合、電源が落ちた場合等々、いろいろ考えられると思いますので、そういうところをいろいろイメージ、シミュレーションをしながら、組織体制、それから業務内容、設置場所等を決定していただきたいと、こういうふうには私は思うわけであります。まだ完全に決定したわけではないと思われまので、令和3年度に向けて、より確実な組織、それから、現在防災安全課等で担っている職務についてはテラスへもっていくということになると、その部分については防災安全の仕事が減っていくわけでありますので、昨年の結果からどれぐらいの事務量があるかというのは、やはり数量的に分析をして過大・過小のない組織体制にさせていただきたいというお願いをしておきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） いろいろな想定をした前提での御提言ありがとうございます。

まず、来年、安全テラス24が設置、運営を開始したとしても、あくまでも災対本部というのは本庁の防災安全課が事務局で、本庁にて行います。ただ、先ほどは予知のできない想定外の地震が発生した場合に機能するかどうかというところでの御発言を頂きましたけれども、気象予報等で接近被害が予想される台風等におきましても、災対本部は設置に向けて防災安全課の職員が本庁にも詰めるわけでございますけれども、それと併せて災対本部設置前に安全テラス24のほうでも情報収集に努めて、災対本部の1回目の会議に向けて、初動に向けた情報収集等にも活躍が期待されるという想定をしております。

設置に向けて、過大・過小の組織編成にならないようにという御忠告を頂きました。設置はされても、今現在のように本庁の防災安全課の中にありますテラス準備グループが丸ごと向こうに行くかどうかというのは、そこを含めて体制の今後の検討になるかと思っておりますけれども、適正に目的を達成できるような組織体制を準備してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 決算書の11ページを見ますと、不用額が11億7,700万のものぼっているわけであります。これが前年度と比較をいたしましても4億2,300万円多くなってきているわけでございますが、この要因についてお尋ねしたいというふうに思うわけであります。やはり、予算は的確に把握をしながら、きちんと必要な支出をしていくということが望ましいというふうに思うわけですが、なぜ高額にこんなに11億のものぼったのかお尋ねしたいと思います。

次に、2点目でございますが、消費税率が昨年10月から、8%から10%へと引き上げられたわけであります。この影響について予算のときにもお聞きをいたしましたけれ

ども、実際に決算を打ったことによってこの影響はどうなったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） まず、決算におきます不用額の増加ということにつきまして、お答えのほうをさせていただきます。

この不用額につきましては、歳出予算として計上させていただいたものから支出済みものを引いた額ということになるわけでございます。確かに議員が申されますように、昨年度から大幅に増えているということではございます。その要因といたしましては、まず実際に予算現額自体が昨年度から30億円近く増額していると、予算自体が増額しているということではございます。そして、実際に執行率におきましても、平成30年度は一般会計は92.1%であったものが令和元年度は92.6%ということで、執行率自体は上がっているというものでございますが、先ほど申しましたように予算現額が増額しておりますので、執行率自体は上がっておりますも不用額といたしましては12億円近い額が発生してしまったというものでございます。

それで、主な要因といたしましては、総務管理事業の中におきます、ふるさと納税の返礼品のところですね。ここがやはり一番大きな不用額を計上してしまっているところではございます。これにつきましては、当初予算の中では41億円の収入を見込んでいたわけですが、実際のところは38億5,000万ほどの収入に留まったということで、当然予算を組みますときには、41億円分に対します事務費、返礼に関わる費用を計上させていただいていたわけですが、それが収入がちょっと減ってしまったことにより、歳出をその分伴うことがなかったために不用額として2億円をこの科目では計上させてしまったということではございます。そのほかいろいろな額は、いろいろな要因で残ってしまっている科目もございしますが、いずれにいたしましても予算の支出状況を的確に見込んだ上で、可能な限り予算管理の適正化には努めてまいりたいというふうに思いますが、確かにちょっとふるさと納税のものに関しましては実績が伴うものの、それに伴う支出でございましたので、このような結果になってしまったということで、引き続き今年度もふるさと納税につきましては、こういった状況でありますけれども、できる限り不用額としての計上にならないように予算管理のほうは努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

それから、あと歳出予算におきます消費税の増ということではございまして、昨年の年度途中から引き上がるということにはなっておりましたので、その分につきましての増額を見込んだ上で予算のほうは計上させていただいておりました。実際に需用費ですとか役務費、委託料、使用料及び賃借料など、あと工事費、こういったものの中で歳出における消費税の増額に伴う支出増というものを見られたということでありまして、およそ集計いたしますと8,000万円ぐらいの支出が消費税の増額によって増額したというふうに見込んでおられるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この11億7,700万も不用額が出た要因が、ふるさと納税の返礼品が使われなかったよということではあります、しかしながら、この内容を見ます

と民生費でも2億3,000万、それから土木費でも1億7,700万、そして教育費で1億9,900万という、ほかにもそれぞれ高い金額が上がっているわけですので、そうした点におきまして単にふるさと納税の見込みが少なかったというだけではなくて、いろいろと要因があるかというふうに思うわけでありまして。そうした点におきまして再度説明をいただきたいということと、それから消費税率が上がって、そして、これは税率が上がり支出も増えるけれども歳入としても入ってくる、こういう行ってこいの部分があるわけです。その辺について幸田町の影響はどうだったのかということとでございますので、その辺も再度答弁がいただけたらと思います。

次に、3点目でございますが、消費税の増税、この部分を幼児教育・保育の無償化、これに充てるよということであったわけでございますけれども、今回の決算においては国の負担ということでありまして、次年度からはこれが町費負担というふうになってくるわけです。ですから、この決算を見て、そして来年度予算にどう反映していくかということも見ていかなければならないというふうに思うわけでありまして、この幼児教育・保育の無償化による町費負担増、これをどう次は見られるか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 不用額の内容につきまして、単独の科目におきまして最も大きかったものは総務管理事業ということでございます。ただ、そのほかにも、やはり様々な事業を行っていく中におきまして不用額が出てきているものについては、こちらのほうでも確認はしているところでございまして、要因といたしましても、例えば下水道事業会計の繰出金や何かにおきましても、企業会計への移行の初年度であったというようなことにおきまして、適切な予算編成、執行管理がちょっと難しかった部分とか、例えばプレミアム付商品券事業につきましても思ったより利用が少なかったということで、予算上はもっとたくさんの事業執行を見込んでいたところではありますけれども、そういった中で出てきてしまった部分とか、学校給食におきます給食の委託料や何かにつきましても、臨時休校により給食自体が減少してしまったことによる減額ですとか、様々な要因につきましては、こちらのほうにつきましてもそれぞれ確認のほうはさせていただいているところではございます。いずれにしてもその中身を、予算最終の取りまとめは年明けすぐの1月ぐらいになってしまっている部分があるのかなというふうに思います。その時点で必ずしも全てのものが執行を見込んで適切な予算管理につながればいいわけですが、そうでない部分もやはり出てきてしまう部分もありますが、いずれにしてもそういったものを極力少なくして、予算管理のほうはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、消費税に関しましても、地方消費税の交付金というような形で交付を受けてくる部分があるのではないかというふうには思います。いずれにしても、それは消費税が上がる部分によって、そこは歳入として見込んでいくものであるというふうに思っておりますので、入りは入りでその部分を管理した上で、歳出のほうにつきましても適切に管理のほうはさせていただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 徴税のほうの関係で、消費税の引上げに影響されて税制改正をしたものが2点ございます。これは昨年5月の臨時会のほうでお認めをいただいた内容になりますが、1点は町民税の関係の住宅ローン控除の期間延長に係る部分であります。これは控除期間を3年間延長するというような格好になりましたが、決算額への影響はございません。それから、もう一つが軽自動車のほうの関係で、自動車取得税に替わって環境性能割というのが新設をされました。この部分の1%分が減収ということになっているわけですが、こちらの減収分については特別交付金のほうで全額補填をされるということになっておりましたので、決算上の影響は金額的にはないということになるかと思えます。あとは平成28年の税制改正で、この後通告も受けておりますけれども、法人町民税の法人税割の税率が6%になったというのも、この消費税の影響と言えば影響かなというわけですが、こちら実質決算上に影響するのは令和2年度からということになりますので、この元年度の決算におきまして、歳入の部分で税収として消費税の影響を受けたものは金額的にはないということによろしいかと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 幼児教育・保育の無償化による町費負担増についてのお尋ねであります。

令和元年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化による影響ということでありまして、まず歳入の保育料保護者負担金につきましては、当初予算で2億3,760万円と見込んでおりましたが、3歳以上児の保育料が無料化となりましたことによりまして、決算額では1億4,370万円となりまして、この当初予算額、当初見込んだ額に対しまして9,389万円の減となりました。また、3歳以上児につきましては、保育料の代わりに給食費の実費徴収金を頂くことになりました。この給食費実費徴収金といたしましては、当初予算額に対しまして1,760万円の増となりましたので、保育料の減収分から給食費の増収分を差し引きますと7,629万円、約7,600万円の負担増ということになりました。しかしながら、議員もおっしゃったとおり、幼児教育・保育の無償化の初年であります令和元年度におきましては、臨時交付金の交付を受けておりますので、幼児教育・保育の無償化による町費負担増、町費の持ち出しは実質なかったというふうに認識をしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 先ほどは法人町民税の6%への影響ということでさきにお答えいただいたわけですが、今年度からこれが丸々かかってくるわけですので、そうした面におきましては、法人町民税は今企業業績悪化ということで減額になってきております。それと、6%への引下げによるダブルパンチというのも言えるかなというふうに思うわけですが、この辺のところ、やはりこれからいろいろな意味で税について考えていかなければならない時期にきているというふうに私は思いますので、その辺についてもこれから計画的に見ていく必要があるのではないかとこのように思います。

幼児教育・保育の無償化ということで、今決算においては影響はさほどないというこ

とでございますが、しかしながら、これから町費負担というのは増えてくるわけでございます。その意味におきまして、どれぐらいに全体として考えておられるのか、負担増についてお答えいただきたいと思っております。

次に、不登校についてお尋ねしたいと思います。決算に関わる主要な施策の成果の説明書の103ページに書いてございますけれども、年間30日以上不登校により欠席した児童生徒数、これが平成30年度は、小学校が14人、中学校が31人で、45人。令和元年度が、小学校が30人、そして中学校が35人、65人と、20人も増えているわけでありまして。この件につきましては、前々から不登校が増えているということで指摘もしてまいりましたけれども、教育相談事業の中でもいろいろと対応はされておりますが、ピッコロの中において学校に行けない子たちが通ってきているわけでございますけれども、やはり、なるべくこうした引き籠もるのではなくて、何らかの形で学校とつながりを持ちながら、そして通える、居場所づくり、これを充実させる必要があるのではなかろうかというふうに思うわけでありましてけれども、今現在の施設でなかなか難しい。そういうことで、計画的にそうした対応施設を考えていく必要があるのではなかろうかと思っておりますが、この点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 法人町民税、法人税割につきましては、議員が言われるとおりに年々下がってきている、税率も下げられて大変収入としても下がってきているというのが現状でございますので、いつも言われる超過課税も含めまして、今はそういうことをするタイミングではないというふうにずっとお答えをさせていただいておりますし、まだ当面そういう考えは持っておりませんが、どういう状態になったらそういうことも考えないかということも含めまして、この先もしっかりと税収の動きを見ていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 保育園につきましては、令和2年度以降、臨時交付金による補填というものがございませんので、年間で考えますと約1億4,000万円は町費負担、町費の持ち出しが生じるものというふうに見込んでおります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がお尋ねの不登校児童生徒の増加についてでございます。決算の施策の成果に30年、それから元年の数字が載っているわけでございますが、29年と30年についてはほぼ同じ数字だということで、30年から元年にかけて突然、小学校においては倍増しているというような状況でございます。それについて様々な御家庭の事情とかあるわけでございますが、大きな何が原因でどういう傾向があるかということ、そういったことまではしっかりつかめていないような状況ではございますが、議員がおっしゃるように、今、教育相談室とピッコロを中心に対応しているところでございますが、相談件数も増えているということで、かなり手狭になっているところでございます。

その対応といたしましては、中央公民館が常に満館の状態ではないものですから、その日その日の空いた部屋があるならば、急遽そこをお貸しいただいて、児童生徒の対応

に当たる部屋に当てるといふようなことも行っておりますし、また文科省のほうでは、昨年度より不登校生徒児童が民間のフリースクール等に行くということについても学校の出席扱いにしているといふようなところも認められるようになってきました。また、学校におきましても、教室にはなかなか入れないけれども、保健室であるとか、学校内の空きスペースの中でならおれるといふようなお子様もいらっしゃいます。そうした子どもに合ったような居場所を確保できるようなことに努めてまいりたいと思いますが、なかなか思うようにピッコロが一気に拡大するといふようなところまではいってないのは事実でございます。今後、私どもといたしましても、生徒児童に関わる保護者、担任、それから西三河事務所におります家庭教育コーディネーター、それから私どものスクールカウンセラー、教育相談室等、様々な連携を通して子どもたちのケアに当たってまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 不登校の子の居場所づくりでございますけれども、とりわけ小学校が多くなってきているということは非常に問題ではないかなというふうに思います。また、今年度におきましては、やはりコロナの影響というのもあって、これが子どもたちにも大きな影響を及ぼすのではなかろうかということも危惧されるわけでございます。これは年間30日以上続けて不登校になった場合をカウントするわけでございますが、登校渋りとか、連続しなくてもやはり不登校ぎみの子というのは結構あるわけですね。ですから、そうした面で、この人数面だけで見るとそんなにね、20人というカウントですけれども、それ以上に子どもが安心して過ごせる場所というのは、これからやはり必要じゃないかなというふうに思います。先ほど言われましたように、中央公民館で空いたところのスペースを活用すると言いますが、やはり間借りでは安心して行けないといふようなこともあります。ですから、やはり落ち着いた環境作りというのも必要ではなかろうかというふうに思いますので、これを計画をしてきちんと対応する、その姿勢が大事ではなかろうかと思いますが、その姿勢に立つ考えがあるかないかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるように、今年は特に昨年度末からのコロナによる一斉休校というものがございまして、3か月ほどの休校が続いてしまったところ、その間において、やはり、また学校を再開するに当たって足が遠のいてしまったといふような事例も聞いております。この数字としてカウントされるのは、議員がおっしゃるように30日という、それ以下の予備軍と申しましょうか、くすぶっているような状況の児童生徒がいるのも事実でございます。そういった子たちに今積極的にカウンセラーであるとか、教育相談、担任等が声をかける中で、登校できるような形での声かけ促しをしているわけでございます。私どもといたしましても、中央公民館のピッコロのスペースを拡張すべく、いろいろ財政当局も含めて協議はしているところでございます。なかなか私どもの思いどおりにはならないものですから、引き続き、より充実したスペース確保に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 国保税が毎年引き上げられて、限度額でございますけれども、令和2年度は99万円というもうすぐ100万にあと1万円で届く、こういう額になってきているわけでございます。とても払い切れないというのが実態ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、そういう中で県単位化になりまして、幸田町としては、国保運営として財調にとにかく基金を増やしながらか、そして安定的な運営を図っていきたいということで基盤安定に使うというような、そういう姿勢であったわけでございますけれども、今回この財政調整基金というのは3億6,936万7,000円にもものぼってきているわけでございます。やはり、こうした国保税がとても払えないという、今は滞納も相当増えてきている中で、この国保税に基金を活用して引下げに使うべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員が言われましたように、令和元年度末現在の基金残高は3億6,936万7,000円ということでありまして、前年度末現在高が3億8,394万2,000円でありましたので、こちらと比較すれば、前年度1年経過しますと1,457万5,000円減少しているという内容になっております。また、令和2年度の決算ベースを見てみました。そうしましたら、基金残高は3億1,500万円ということの見込みを立てておりまして、さらに減少する見込みであります。基金は貴重な財源として、これまで1億を切っているような時代もあったわけなんですけれども、確かにこういう形で3億以上という形になっていることは事実であります。ここ昨年度から基金は減っているという形の状況をまず確認をしておきたいというふうに思います。

国保税の引下げということでございます。現在、国保運営上、幾らか財政の補填をしております。その不足分につきましては、前年度の繰越金、一般会計の繰入金、それから今話にのぼりました基金からの取崩しということで賄っております。過去3か年の収支の状況で申しますと、例えば一般会計の繰入れ6,000万、こちらは財政上必要なものとして、着実にこれは一般会計から頂いているものでございますけれども、こうしたものや基金からの取崩しを行わなかった場合、平成29年度の決算までは1億弱の黒字となっていたわけなんですけれども、平成30年度の決算は7,300万円の赤字、それから令和元年度決算におきましては、基金の取崩しを1,500万円行ったということでありまして、これも7,400万円の赤字となっているということでございます。なかなかこれを国保税の引下げに使うということはできない状況であります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 国民健康保険が県単位化になる、そういうのに合わせて財調への基金積立てが増えてきたわけでありまして、国が被保険者の軽減にやりなさいよといっても、これは幸田町は基盤安定のために使うとって基金に積み上げてきたわけでありまして。そして、先ほど一般会計からの6,000万円の繰入れを行ったというものの、また最終的にはこれを引き上げた、こういうことも操作しながらやってきたわけでありまして。そういう中で国保税が毎年引き上げられてきた。予算現額に対して未済額、これが1億7,650万にも上がってきていて、収納率は80.6%、こういう状況の中で、やはり20%の方が払えない、こういうふうになってきていると言えるんじゃないかなろうかというふうに思うわけでありまして。ずっとこういう状況が続いて、そして国保加入者というのは、今、年々減ってきている状況の中で、国保が立ち行かなくなる、こういう状況も出てくるのではなかろうかと。そうしますと、国民皆保険制度そのものが崩れてしまう、こういう状況になりかねないというふうに思うわけでありまして。ですから、こうした点で、やはり低所得者軽減というのをそれぞれ行っているわけですが、県下の中で比較をいたしますと幸田町の国保は高い位置にあるわけです。その辺をやはりもう少し考えながら、やっていくべきではないかと。この財調の基金がどれだけあれば安定的に国保運営ができるのか、この辺もやはりきちんと示すべきだというふうに思いますし、以前は大体基金の残高というのは1億5,6千万円だったわけでありまして、それがもう既に2億円以上も大きく積み立てられてきている、こういう状況でありますので、その辺をきちんとお示しいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 30年度は、議員がおっしゃいましたように、県単位化ということでございます。これは平成30年度からの県単位化に伴いまして、国保事業費納付金を県に納めるということになったわけでございます。この制度改正というのか、県単位化に伴いまして資産割を廃止したわけでございます。そのときは被保険者の方に急激な負担をかけることのないよう、標準保険料率は比率等参考に留めた実質据置きというような形で考えてきたわけでございます。国保税だけでは納付金が不足することから、国保の財政調整基金の活用と一般会計からの繰入金で充ててきている状況の中で、今こうした基金が少し減ってくるような傾向となっているという形は押さえておきたいというふうに思っております。

それから、収入未済額ということで先ほど言われました。確かにこちらのほうは主要な施策の説明書にありますように、詳細を掲載させていただいております。国保に係る調定額、これが収入すべき金額であります。これに対して収納率が80.6%と、いわゆる納入されなかった金額、滞納額は1億8,000万円弱にのぼっているということで、さらには不納欠損額、こちらのほうは822万円ということでございます。加入者の状況も、これは加入者数も減っているということの傾向がございます。

その中で減免等、国の中で日本全国同じ法律で動いている低所得者の7割・5割・2割の軽減措置、それから町条例におきましても減免措置を講じているものの、なかなかこうした滞納状況というのは改善されていないということでありまして。そうすると、制度そのものが崩れていくということをおっしゃいましたけれども、確かにそのとおりだ

というふうに危惧をしているところであります。

幸田町の令和元年度の1人当たりの税額ということで、これは10万3,747円ということで、県下におきましては13番目に高い税額となっております。過去の税額を見てみますと、平成30年度は、前年度と比べ増加しております。それから、平成元年度は、前年度と比べ税額が減収しているという傾向になっているということでもあります。

財政調整基金がどのくらいあれば国保の運営がやっていけるのかということでございますが、今調査しているところだと、このまま基金を崩していきますと令和6年度までは何とかもつのではないかという見込みを立てております。令和2年度の当初課税時点で国保税総額7億4,400万円に対し、標準保険料率等で試算をしてみました。そうしますと、総額8億2,000万ということで7,600万円の増収となるということで、こうした標準保険料率に近づけることによって何とかやっていけるのかなというふうに思っておりますので、8,000万円ほどの増収が見込めれば、国保は当面の間はやっていけるのではないかと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 限度額の引上げを見ますと、平成29年は89万円、そして平成30年が93万円、令和元年度が96万円、そして令和2年度が99万円、毎年毎年4万円から3万円という感じの中で限度額が引き上げられている。限度額が引き上げられたその分を中間、そうした方たちの軽減につながっていくというような考え方を示されるわけでございますが、しかしながら全体としてやはり引き上がってきて、なおかつこれが8,000万円も保険税が引き上げられるとなれば、もうとても払い切れないというようになってくるわけでございますね。ですから、そうした点で言えば、やはり今現在は一般会計から6,000万円、もうこれは6,000万円というのはずっと長くこの状態が続いていて、一回は6,000万円が入れられながら引き上げられたというような経過もあるわけですが、もう少し一般会計からの繰入れを増やししながら、そして軽減を図っていくこの考えに立てないのでしょうか、お伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 6,000万円の繰入れということで、これは税を納める国保以外の方からすれば何でだという話があるかと思えます。ただ、国保の運営に必要な資金として、6,000万円というのは議会等にも諮って認められているものというふうに思っております。

それから、毎年春に限度額が引き上げられるということでございます。いかなる理由があろうとも、この法改正とはいえども、限度額の引上げにより加入者負担が重くなるということには変わりがないと思えます。現状維持に努めたいのはやまやまでありますけれども、中間所得者層の被保険者への配慮、また併せて低所得者に配慮した軽減措置、こうしたものを法定軽減等も含めまして、毎年、併せて行わせていただいているということでもあります。

それじゃあ、どうすればいいかということですが、保険税を据置きとした場合、やはりこういったこれまで例えば言われてきておりますように、18歳未満の子どものいる世帯の均等割の廃止の考え方、こうしたものを議論をしていく必要もあるのかとい

うこともあります。こうした均等割につきましては、協会けんぽや組合健保等では所得割等が基本でありまして、ないということもあります。これは生まれてすぐ子どもさんの所得がないにもかかわらず均等に税の負担がされるということではいかがなものかという話もございますので、こうした減免制度等を含めまして今後しっかりと考えていきたいというふうに思っています。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第8号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第9号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま、一括議題になっております第54号議案から第62号議案までの9件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る9月25日までに取りまとめ、9月28日の本会議で報告願います。

委員会の会議場はお手元に配付のとおりですので、よろしく願います。



### 日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第9号までの9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期すために決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く14名といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、令和元年度決算認定の9件は、議員14名を決算特別委員会委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、9月14日、月曜日、午前9時より議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員であります11番、都築一三君にお願いします。

審査の結果は、9月25日までに取りまとめ、来る9月28日の本会議で報告願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、9月28日、月曜日、9時から会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 9時59分

○議長（稲吉照夫君） ここで1点、御連絡申し上げます。

第4回議員FT会を、本日、午前10時10分から第2委員会室で開催しますので、委員の方は出席をお願いいたします。

以上であります。御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和2年9月11日

議 長

議 員

議 員